

終連報内第八四號

受發
時間 一六〇
擔任 中佐

昭和二十三年二月
外 課

主擔任課

總務課、交通科、注意アリ

日本ヨリ琉球へノ送還中止ノ件

A(七三七〇〇五) (四六三、一八) (七〇)

(S C A P I N - 八二五)

(七五Q) 發日 本政府宛 覺書 (終連報由)

左記参照

一九四六年一月五日附日 本政府宛 覺書 A(七三七〇〇五) (七〇)

琉球へノ送還ノ件

一九四六年一月十四日附日 本政府宛 覺書 A(七三七〇〇五) (七〇)

琉球へノ送還ノ件

二日ヨリ地球へノ送達ハ即刻中止シテ示方ル迄待候スルコト

球ヨリ日本へノ送達ハ繼續セラルヘシ石ニ従ヒ上記第一項(イ)及(ロ)

ノ諸條件ハ改訂セラルヘシ

依命

高級副官

五ツチ格將

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

終運丙第八五號

指時受發
任間
天一天調
野○野本
中三中運
佐○佐絡
官

涉昭
二一
外三
二